

**高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
沖縄・奄美エリア販路形成・受入環境改善事業委託業務
企画提案公募要領**

1 委託業務名

令和7年度高付加価値なインバウンド観光地づくり事業
沖縄・奄美エリア販路形成・受入環境改善事業委託業務

2 履行期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

3 背景・課題・目的

観光庁では、「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりに向けたアクションプラン」を令和4年5月に策定し、同アクションプランに基づき、高付加価値旅行者の誘客に向けて集中的な支援を行うモデル観光地として、沖縄・奄美エリアを含む14地域を選定したところである。

令和6年度は、沖縄・奄美エリア内（以下、「エリア内」という。）の高付加価値なアドベンチャーツーリズム、ガストロノミーツーリズムの実証に取り組み、優良事例の創出や運営課題の把握を行ったところである。

令和7年度は、沖縄・奄美エリアマスタープラン（以下、「マスタープラン」という。）にあるコアゾーンやコアバリューを訴求するファムツアー（招聘旅行）の実施や商談会等を通じて、旅行会社・DMCとのネットワーク構築に取り組むとともに、エリア内の受入環境の課題を抽出し、受入環境の改善・整備を図る等、エリア内の販路形成及び受入環境の改善を目的とする。

また、マスタープランで示されるコアバリュー等の訴求に際し、コンテンツの充実が必要なものについては、オーダーメイド前提で常時提供可能なものとなるようコンテンツの磨き上げや新規造成の取組を実施する。

4 企画提案上限額

60,000,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

※当該金額は、企画提案公募にあたり設定したものであり、契約金額とは異なる場合がある。

5 業務内容、企画提案内容等について

別添「企画提案仕様書」のとおり

6 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす企業又は団体であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関

- する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 別添「企画提案仕様書」の委託業務を実施する能力を有していること。
- (4) 業務の遂行に際して、必要な経営基盤と執行体制を有すること。また、執行体制については、正副2名以上の担当者を割り当て、本事業に係る統制及びその他事務について十分な執行体制が取れること。
- (5) 沖縄県の観光関連施策等を十分に理解し、本業務の実施にあたって沖縄県と密接に連携できること。
- (6) 沖縄県内に本店又は支店等を有する者であること。県内に本店又は支店等を有しない場合は、県内に本店又は支店等を有する事業者と共同企業体を結成し参加すること。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
- ① 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
 - ② 共同企業体の全ての構成員が、上記応募(1)(2)の要件を満たす者であること。
 - ③ 共同企業体の構成員のいずれかが、上記応募資格(3)(4)の要件を満たす者であること。
 - ④ 共同企業体の連絡担当者が沖縄県に在住し、日常的に沖縄県と事務調整を行える体制を整えていること。
 - ⑤ 共同企業体の構成員が、当該事業の他の共同企業体の構成員として重複応募する者でないこと。
 - ⑥ 共同企業体の構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
 - ⑦ 共同企業体を代表する事業者は、事業目的の達成のため他の共同企業との連携を密にし、事業の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (7) 1提案者(共同企業体で事業を実施する場合は1共同企業体)につき、提案は1件であること。
- (8) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て又は民事再生法(平成22年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (9) 沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

7 応募方法等

(1) 応募に係る質問

企画提案等に関して疑義がある場合には、以下のとおり質問書を提出すること。

- ① 質問受付期限：令和7年4月17日(木) 正午(厳守)
- ② 質問様式：**【様式10】**
- ③ 提出方法：電子メール
- ④ 宛先：沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課
メールアドレス aa057137@pref.okinawa.lg.jp

※ 質問に関する回答は、令和7年4月18日(金)までに沖縄県観光振興課ホームページに掲載する。

(2) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和7年4月24日(木) 正午(厳守)
※期限を過ぎた場合は、いかなる場合も受け付けない
- ② 提出先：沖縄県文化観光スポーツ部 観光振興課 観光資源班

③ 提出部数：応募申請書 様式1～9：8部（正本1部、副本7部）

その他応募書類：1部

④ 提出方法：持参又は郵送により提出すること。

※ 郵送の場合は、到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内必着とすること。

8 応募書類

企画提案申請に係る応募書類は、以下のとおりとする。

なお、共同企業体の場合は、構成員毎に（3）、（7）、（8）、（12）及び（13）を提出するとともに、共同企業体協定書を添付すること。

（1）企画提案応募申請書……………【様式1】

（2）企画提案書……………【様式2】

（3）会社概要表（組織図、業務内容、資格等）……………【様式3】

（4）積算書……………【様式4】

積算の費目は、次のとおりとし、各積算費目の単価と内訳を記載すること。

① 人件費

② 直接経費

・旅費

・需要費（消耗品費、印刷製本費等）

・役務費（通信運搬費、広告料等）

・使用料及び賃借料（会場借料等）

・外注費（再委託費等）

③ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）×10／100以内

④ 消費税（小数点切捨て）

（5）業務計画……………【様式5】

（6）執行体制……………【様式6】

（7）実績書……………【様式7】

（8）誓約書……………【様式8】

（9）共同企業体構成書（共同企業体の場合）……………【様式9】

（10）共同企業体協定書（共同企業体の場合）…………… 写し

（11）質問票……………【様式10】

（12）定款 及び 直近2期分の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類（共同企業体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）…………… 写し

（13）法人の場合は、直近2年間の法人事業税及び法人県民税について滞納がないことを証明する書類（共同企業体で応募する場合、共同体全構成員の書類を提出すること。）…………… 原本

9 企画提案書の体裁

「A4判、縦置き、横書き」を基本とし、必要に応じて「A4判、横置き、横書き」を可とする。また、両面印刷の場合は、長辺綴じとすること。

10 審査の方法

（1）第一次審査（書面審査）

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課において応募資格を満たす者であるか、委託先として適格であるか書面審査を行う。選定された事業者に対しては、結果及び第二次審

査（プレゼンテーション審査）の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者に対しては、結果のみを電子メールで通知する。

（２） 第二次審査（プレゼンテーション審査）

企画提案選定委員会において、企画提案書の内容等についてプレゼンテーション審査を行い、委託候補先としての順位を決定する。

なお、第二次審査の結果については、電子メール及び書面にて通知する。

※第二次審査における留意事項は、以下のとおりとする。

- ① 開催日：令和 7 年 5 月 1 日（木）※予定
- ② 場 所：県庁内会議室
- ③ 審査会場への入場者は 3 名以内とする。
- ④ 審査時間は 1 社あたり 30 分とする。（プレゼンテーション 15 分、質疑応答 15 分を予定）
- ⑤ 提出した企画提案書等で説明することとし、資料の追加及びパソコンやタブレット、プロジェクター等の機器の使用は認めない。
- ⑥ 審査は非公開で行い、審査結果等に関する問い合わせは受け付けない。

1 1 その他

- （１） 企画提案書等の作成に要する経費、第二次審査に参加する経費等については、参加者の負担とする。
- （２） 提出された企画提案書等については返却しない。
- （３） 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- （４） 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、県との協議により実施内容を決定する。よって、提案内容をすべて実施することを保証するものではない。
- （５） 契約締結の際は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第 101 条第 2 項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- （６） 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
 - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
 - ③ 本要領に違反すると認められる場合
 - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
 - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- （７） 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課と提案業者とで別途協議して決めることとする。

※【沖縄県財務規則（抜粋）】契約保証金について

第 101 条 地方自治法施行令第 167 条の 16 第 1 項の規定による契約保証金の率は、契約金額の 100 分の 10 以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- （１） 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- （２） 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融

機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8)～(12) 略

(13) 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

12 問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号沖縄県庁8階

沖縄県文化観光スポーツ部観光振興課 観光資源班 担当：備瀬

TEL：098-866-2764 FAX：098-866-2765